

## 名古屋市低炭素建築物普及促進措置制度要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下「法」という。）、都市の低炭素化の促進に関する法律施行令（平成24年政令第286号）、都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成24年国土交通省令第86号。以下「規則」という。）、都市の低炭素化の促進に関する基本的な方針（平成24年経済産業省・国土交通省・環境省告示第118号。以下「基本方針」という。）及び建築物のエネルギー消費性能の向上の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準（平成24年経済産業省・国土交通省・環境省告示第119号。以下「認定基準」という。）に定めがあるもののほか、名古屋市内における低炭素建築物の普及の促進のための措置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(認定の基準)

第2条 基本方針4.(2)③の「都市の緑地の保全への配慮」に関する取扱いは、次に掲げる事項に適合することを原則とする。

- (1) 都市緑地法（昭和48年法律第72号）第12条第1項に規定する特別緑地保全地区
- (2) 都市緑地法第34条第1項に規定する緑化地域
- (3) 都市緑地法第45条第1項に規定する緑地協定
- (4) 生産緑地法（昭和49年法律第68号）第3条第1項に規定する生産緑地地区（行為制限が解除された地区を除く。）
- (5) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第69条に規定する建築協定
- (6) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第7号に規定する風致地区
- (7) 緑のまちづくり条例（平成17年条例第39号）第26条第1項及び第2項に規定する緑化率の規制
- (8) 都市計画法第11条第1項第2号に規定する都市計画施設である緑地、公園及び墓園の区域外であること。ただし、都市計画施設の区域内において、当該都市計画に適合して行うものについては、この限りでない。

3 前2項の規定にかかわらず、市長がやむを得ないと認める場合は、低炭素建築物新築等計画の認定を行うことができる。

(添付図書)

第3条 規則第41条第1項に規定する市長が必要と認める図書は、次に掲げるものとする。

- (1) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「品確法」という。）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関（ただし、いずれも業として、建築物を設計し若しくは販売し、建築物の販売を代理し若しくは媒介し、又は新築の建設工事を請け負う者に支配されていないものに限る。以下同じ。以下これらを「登録建築物エネルギー消費性能判定機関等」という。）の技術的審査を受けた場合は、当該登録建築物エネルギー消費性能判定機関等が交付する適合証及び技術的審査に要した添付図書
- (2) 品確法第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関で、設計住宅性能評価を受けた場合は、当該登録住宅性能評価機関が交付する設計住宅性能評価書（法第54条第1項第1号に掲げる基準に適合しているものに限る。）の写し及び当該評価に要した添付図書の写し
- (3) 法第53条第1項の規定による住宅の申請における、認定基準Ⅰ第2に規定する基準（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。）第10条第2号に規定する基準に限る。）の審査にあたり、基準省令第10条第2号ただし書の規定に基づき国土交通大臣が認めた場合の住宅にあつては、その基準に適合する旨の認定書の写し等
- (4) 法第53条第1項の規定による住宅の申請における、認定基準Ⅱ第1.1.(2).へに規定する基準の審査にあたり、品確法第44条第3項に規定する登録住宅型式性能認定等機関が行う住宅型式性能認定を受けた型式に適合する住宅又は住宅型式性能認定を受けた型式に適合する住宅の部分を含む住宅にあつては、当該登録住宅型式性能認定等機関が交付する

住宅型式性能認定書（登録住宅型式性能認定等機関が交付するこれと同等の確認書を含む。以下同じ。）の写し

- (5) 前条第2項第1号から第7号に該当する建築物については、当該事項に適合することを確認する為に必要な図書
  - (6) 前条第2項第8号ただし書きに該当する建築物については、当該都市計画の内容を示す図書
  - (7) 縮尺2,500分の1の都市計画基本図の写し
  - (8) BELS（建築物のエネルギー消費性能の表示に関する指針（平成28年国土交通省告示第489号）に基づき一般社団法人住宅性能評価・表示協会が運用する建築物省エネルギー性能表示制度。以下同じ。）に基づく評価を受けた場合は、BELSに基づく評価書（法第54条第1項第1号に掲げる基準に適合しているものに限る。）の写し及び当該評価に要した書類の写し
- 2 規則第41条第3項に規定する市長が不要と認める図書は、次に掲げるものとする。
- (1) 法第53条第1項の規定による住宅の申請における、認定基準Ⅰ第2に規定する基準（基準省令第10条第2号に規定する基準に限る。）の審査にあたり、基準省令第10条第2号ただし書の規定に基づき国土交通大臣が認めた場合の住宅に係る低炭素建築物新築等計画の認定の申請のうち、認定書等の写しを添えたものにあつては、低炭素建築物新築等計画の認定の申請に係る図書に明示すべき事項のうち、当該認定書等において明示することを要しない事項として指定されたもの
  - (2) 法第53条第1項の規定による住宅の申請における、認定基準Ⅱ第1.1.(2).へに規定する基準の審査にあたり、住宅型式性能認定を受けた型式に適合する住宅又は住宅型式性能認定を受けた型式に適合する住宅の部分を含む住宅に係る低炭素建築物新築等計画の認定の申請のうち、住宅型式性能認定書の写しを添えたものにあつては、低炭素建築物新築等計画の認定の申請に係る図書に明示すべき事項のうち、住宅型式性能認定書において、住宅性能評価の申請において明示することを要しない事項として指定されたもの

(申請の取下げ)

第4条 法第53条第1項の規定による認定の申請を行う者及び法第55条第1項の規定による変更の認定の申請を行う者は、低炭素建築物新築等計画の認定を受ける前に申請を取り下げる場合は、取下届(第1号様式)により市長に届け出なければならない。

(不認定の通知)

第5条 市長は、審査により法第54条第1項の規定による認定の基準に適合しないこと(法第54条第2項の申し出をした場合は、建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定への不適合を含む。)が認められた場合において、申請者が計画の変更に応じないときは、認定しない旨を、不認定通知書(第2号様式)により通知するものとする。

(工事の取止め等)

第6条 法第55条の規定による認定建築主(低炭素建築物又はその部分の所有権その他当該低炭素建築物の建築及び維持保全に必要な権原を取得した者がいる場合は、その取得した者とする。以下同じ。)は、その工事又は維持保全を中止しようとするときは、取止届(第3号様式)により市長に届け出なければならない。

(軽微な変更)

第7条 認定建築主は、第9条に規定する完了の報告を行う前に規則第44条に規定する軽微な変更を行おうとするときは、記載事項変更届(第4号様式)により市長に届け出なければならない。ただし、規則第44条第2号に規定する計画の変更については、記載事項変更届に当該変更に係る添付図書を添え、市長に提出しなければならない。

(変更の申請)

第8条 認定建築主は、法第54条第1項の規定による認定を受けた低炭素建築物新築等計画の申請書及び添付図書に記載した事項について、前条以外の変更を行おうとするときは、変更認定申請書に当該変更に係る添付図書を添え、市長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、法第55条に規定する計画の変更に伴い、登録建築物エネルギー消費性能判定機関等により交付された適合証が無効となった

場合等、当初の認定の申請と同程度の審査が必要になる場合は、認定建築主は、第6条の規定による工事の取止めを行った後、再び認定の申請を行うものとする。

(完了の報告)

第9条 認定建築主は、低炭素建築物の建築工事が完了したときは、認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の建築工事が完了した旨の報告書（第5号様式）を市長に提出しなければならない。

(是正要請)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、申請者又は認定建築主に対して是正を要請することができるものとする。

- (1) 関係法令又はこの要綱の規定に違反したとき。
- (2) 低炭素建築物の建築又は維持保全が適正に行われていないとき。

(認定の取消し)

第11条 市長は、法第58条に規定する計画の認定の取消しを行った時は、その旨を認定取消通知書（第6号様式）により当該認定建築主であった者（当該認定低炭素建築物新築等計画にその名称が記載されていた管理組合等を含む。）に通知するものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年12月12日より施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、令和元年7月1日より施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、令和4年10月1日より施行する。

附 則

この要綱は、令和4年11月7日より施行する。